

身体障害者障害程度等級表 ※色つきの範囲：身体障害者旅客運賃割引規則（JR運賃割引）での第1種身体障害者の範囲です。

級別	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	
視覚障害	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったもの）をいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4 指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2 指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以上0.06以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		
聴覚又は平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の展長の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
音声機能・言語機能又はそそく機能の障害			音声機能、言語機能又はそそく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそそく機能の著しい障害				
肢体不自由	上肢機能障害	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能を著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を欠くもの 8 おや指又はひとさし指を欠くもの	1 両上肢のおや指の機能を著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の機能を著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指又はひとさし指を欠くもの 7 一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一上肢のおや指の機能を著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を著しい障害 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を著しい障害 6 おや指及びひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を著しい障害	1 一上肢の機能を軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を軽度の障害 3 一上肢の手指の機能を軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	
	下肢機能障害	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能を著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢の機能を著しい障害 4 一下肢の機能を著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能を著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢の機能を軽度の障害 2 一下肢の足関節の機能を著しい障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能を軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹機能障害	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能を著しい障害		
	腕に進行性関節炎を有する時期の運動機能の変非	能上腕関節を有する時期の運動機能の変非	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	能移動機能の変非	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
	小脳機能、先んじん臓、呼吸器の機能のほづつゝまたは直腸、	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこうまたは直腸機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 肝臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの 呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの 小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

【備考】
 1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、当該級とする。
 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
 3. 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他指については第一指骨間関節以上を指すものではない。
 5. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって、計測したものをいう。
 7. 下肢の長さは、前腿骨棘より長くなるふし下端までを計測したものをいう。